

広島県告示第四百四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、三次市の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、三次市長から届出があつた。

平成二十年四月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

上 欄		下 欄	
町名等	字	地 番	町名等
吉舎町丸田	弘後	六二、六八	吉舎町丸田
	大石	三四九	横岩
	御坊	四九五、四九六、四九七	御坊
甲奴町梶田	堂迫	六二〇、六二一、六二二	甲奴町梶田
	友森	甲七八二の一、甲七八二の二、乙七八二	稲荷山
	天神平	一〇六九、一〇七一、一〇九二、一〇九三の一、一〇九三の二	
	宮ノ下山	一一八八	
	森脇奥	乙六〇	細田
	堂之沖	五三六	徳楽山

右の表の上欄の区域には、これらの区域に隣接介在する道路・水路である市有地の全部又は一部を含む。